

服 部 事 務 所 だ よ り

〒683 - 0003 米子市皆生 5 - 5 - 5 電話 0859-33-8594 FAX 0859-33-8775 e - mail/ hattori@sea.chukai.ne.jp <http://www.chukai.ne.jp/~hattori/>



労働契約のポイントをつかもう

労働契約セミナー(県社会保険労務士会主催・当事務所推薦)

と き 平成 2 0 年 1 1 月 1 3 日 (木)

午後 1 時 3 0 分 ~ 午後 4 時

ところ ベルライト米子 2 F 光の間

6 月の当事務所主催「知っ得情報説明会」でも、労働契約はテーマの一つでしたが、この度鳥取県社会保険労務士会でも事の重要性から、県内 2 カ所(米子市・鳥取市)で「労働契約セミナー」を実施することになりました。

内容は以下のとおりです。

契約不備にかかる労働紛争事例

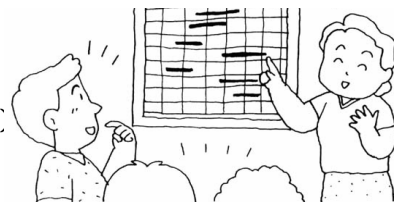
濱田由紀子弁護士(倉吉ひかり法律事務所)

労働契約法の内容と実務対応

県社労士会所属社会保険労務士

職場トラブルの未然防止と解決のポイント

県社労士会所属社会保険労務士



会場の関係で、参加人数は 1 0 0 名で制限がかかると思われます。参加希望の方は早めに当事務所までご連絡下さい。

途中コーヒータイムもあります。2 時間半は少し長いのですが、ぜひご参加ください。

サービス残業について今一度考えよう

◎サービス残業監督強化の始まりは

厚生労働省がサービス残業の監督について本格的に取り組み始めたのは、平成 1 3 年の通達「賃金不払い残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」以降です。

◎二つの問題点

サービス残業について規制が厳しくなったのには、理由があります。

第一。労働者が残業したにもかかわらず、賃金がもらえないという、残業代不払い。一人当たり数百万円の支払いを命じられた企業もあります。

第二。月に数十時間あるいは 1 0 0 時間を超えるような残業によって、健康被害・過労死が生まれるという実態があります。

◎強行法規

直接的には、労働基準法・労働安全衛生法という二つの法律によって規定されていますが、これらは、強行法規です。つまり、違反すれば、企業は刑事責任を問われるのです。また両罰規定により経営者も責任を問われます。

◎労働時間の把握が全てのスタート

①「タイムカードがないので、彼がそんなに働いていたなんて知らなかった」と A 社の社長

②「労働者が勝手に働いていた。会社が残業しろと命じたわけではない」と B 社の社長

③「彼は管理職だから労働時間は彼に任せていた」と C 社の社長
労働者が過労で倒れた場合、上記①②③のような言い分が通るでしょうか。労働者が監督署に「残業代が払ってもらえません」と申告する、あるいは労働者が過労で倒れる、そういうことにならないようにしましょう。

労働時間の把握は、労務管理の基礎です。